

人権デュー・デリジェンス（2022年度版）

当レポートは統合思考に基づく企業の情報開示の動向を広く発信することを目的とし、上場企業の有価証券報告書（以下、有報）などの法定開示書類を対象に、中長期的な企業価値向上に資するESGの記載状況を調査している。有報における「人権」に関する記載動向を調査・報告した今年7月のレポートの続編として、今回は人権デュー・デリジェンスの記載動向を追った。

- レポート サマリー**
- 人権デュー・デリジェンスの記載は前年比2.8倍に拡大の77社
 - 記載箇所は「リスク」が最多、リスクへの対応策として説明

2022年7月27日に公開したレポート※では、決算期が2021年4月1日から2022年3月31日までの直近の有報における「人権」のキーワードの記載状況が前年比で6割増、5年間でみるとおよそ4倍近い増加となっており、人権に対する開示意識の急速な高まりを報告した。特に、人権キーワードは、【事業等のリスク】での記載増加が著しく、「法令遵守・コンプライアンス」といった項目の1つの要素として記載されるだけにとどまらず、人権を独立した項目で記載するなど、リスクとして認識している企業が増えた。

※(株)ディスクロージャー & IR総合研究所

[研究員レポート「法定開示書類からみる E S G 人権調査（2022年度版）」](#)

こうした変化には、人権 이슈 が評判・レピュテーション・ブランド価値の毀損、さらにはステークホルダーとの訴訟・紛争に発展する恐れもはらみ、さまざまな形で企業価値に影響を与えかねないことから、株主の関心も高まっていることも背景にある。人権問題に対する開示は、リスクとしての認識だけではなく、そのリスクに対して具体的な備えができていくことも重要なポイントになる。2020年に外務省が発表した「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」では、企業活動における人権尊重の促進を目的として人

権方針の策定や人権デュー・デリジェンスの実施等を企業に求めている。今回は、この人権デュー・デリジェンスにフォーカスして調査した。

先の人権キーワードと同様に、直近の有報を調査したところ人権デュー・デリジェンス（人権デュー・デリジェンスなどを含む）について言及している企業は77社と前年の27社から2.8倍になった。有報で人権デュー・デリジェンスを記載している企業は5年前では確認できず、4年前によりやく3社で確認できた程度の状況から急速に拡大した形だ。人権デュー・デリジェンスとは大きく人権への影響の程度を評価する「アセスメント」、悪影響の予防・軽減を図る「対応」、対応の状況を測定する「モニタリング」を実施するものであり、人権問題への取り組みのハードルは決して低くはない。中国のウイグル族への人権侵害に象徴されるように、人権に配慮しないビジネスの危うさが経営者と株主により一層認識されつつあることが推察される。

有報における人権DD記載企業推移

（社数）※重複集計	2019	2020	2021	2022
記載企業合計	3	10	27	77
（事業等のリスク）	2	8	18	49
（経営方針～）	0	1	7	24
（ガバナンス）	1	1	4	11

人権デュー・デリジェンスの記載箇所をみると、最も多かった項目は、【事業等のリスク】で49社（全体の63%）だった。金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集」では、リスクの認識のみならずリスク影響の軽減策の記述を推奨しており、人権リスクへの対応策の文脈として、人権デュー・デリジェンスへの取り組み状況を報告しているケースが多く見られた。また、【経営方針、経営環境、対処すべき課題等】が24社（全体の31%）で続いたが、この項目では、ESGを柱の1つとする中期経営計画の詳細な説明や、サステナビリティ経営の推進に関わる方針とその取り組みの記載という文脈で人権デュー・デリジェンスに触れるケースが確認できた。

有報を含む情報開示のあり方を議論する金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループが2022年6月に公表した報告では、最初の論点として「サステナビリティに関する企業の取り組みの開示」を挙げている。この中では「企業情報の開示の主要項目としてサステナビリティ開示を位置づけ、その内容について継続的な充実を図ること」が求められると明記したうえで、有報における独立した記載欄の創設が提言された。このように有報におけるサステナビリティ開示の重要性はますます高まってきている中、本調査に表れているように、企業への開示要請が待たなしで高まっている。上場企業はこの流れに取り残されないよう、自社が果たすべき必要十分な開示水準を把握しつつ、開示に向けた具体的なアクションを積み上げていくことが求められよう。